

使 用 の 申 込

受 付 期 間 (応 答 日)

全日使用……………1日単位でのお申込。

ご使用日の6ヶ月前の日(応答日)から受付開始です。

区分使用……………午前・午後・夜間の区分単位でのお申込。

ご使用日の3ヶ月前の日(応答日)から受付開始です。

時間使用……………1時間単位でのお申込。

ご使用日の1ヶ月前の日(応答日)から受付開始です。

- 受付開始日(応答日)がない場合は、その翌日が応答日となります。
- それぞれの受付開始日(応答日)が休館日の場合は、翌開館日が応答日となります。
- 応答日の予約の場合は、本申込みが優先のため14:00からの受付となります。

■例えば、市民活動シアターを使用したい日が…

10月1日の場合……………全日使用は4月1日受付開始となります。

10月31日の場合……………全日使用は6ヶ月前の応答日(4月31日)がないので5月1日受付開始となります。

■全日使用と区分使用の同時申込みと、区分使用と時間使用の同時申込みも可能です。

□全日+区分でのお申込の場合、ご使用日の6ヶ月前の日(応答日)から受付開始です。

□区分+時間でのお申込の場合、ご使用日の3ヶ月前の日(応答日)から受付開始です。

※連続使用の可能性がございます。ご希望のお日にちがございましたら受付開始日前日の夜に、空き状況をご確認ください。

シ ア タ ー 使 用 料

全日使用(6ヶ月前より受付開始)

	使用時間	使用料
平日(月～土)	9:00～22:00	80,000円
日曜・祝日	9:00～18:00	40,000円

区分使用(3ヶ月前より受付開始)

	午前 (9:00～12:00)	狭 間 時 間	午後 (13:00～17:00)	狭 間 時 間	夜間 (18:00～22:00)
平日(月～土)	10,000円		27,500円		41,500円
日曜・祝日	10,000円	27,500円			

※区分を連続して申し込む場合、狭間時間の料金は発生しません。

※区分+時間の申し込みの場合は、狭間時間の料金が発生します。

時間使用(1ヶ月前より受付開始)

	9:00～13:00	13:00～18:00	18:00～22:00
平日(月～土)	3,500円(1時間)	7,000円(1時間)	10,500円(1時間)
日曜・祝日	3,500円(1時間)	7,000円(1時間)	

※お申込は、正時から正時(〇時～〇時)の1時間単位で承ります。

連続使用期間

連続使用は30日間までです。連続使用期間中に休館日がある場合、休館日はご使用いただけません。

連続使用割引について

全日使用で5日以上の連続使用時に、貸室使用料の割引が適用されます。

連続使用日数		1日～4日目	5日～14日目	15日～30日目
割引率		0%	25%	50%
使用料	平日 (月～土)	80,000円	60,000円	40,000円
	日曜・祝日	40,000円	30,000円	20,000円

■7日間連続使用の場合

使用日数	曜日	使用料
1日	平日	80,000円
2日	平日	80,000円
3日	平日	80,000円
4日	日・祝日	40,000円
5日	日・祝日	30,000円
6日	平日	60,000円
7日	平日	60,000円

合計 430,000円

連続使用5日目より、
使用料が[※]25%割引に
なります。

■16日間連続使用の場合

使用日数	曜日	使用料
1日	平日	80,000円
2日	平日	80,000円
3日	平日	80,000円
4日	日・祝日	40,000円
5日	平日	60,000円
6日	平日	60,000円
7日	平日	60,000円
8日	平日	60,000円
9日	平日	60,000円
10日	平日	60,000円
11日	日・祝日	30,000円
12日	平日	60,000円
13日	平日	60,000円
14日	平日	60,000円
15日	平日	40,000円
16日	平日	40,000円

合計 930,000円

連続使用5日目より、
使用料が[※]25%割引に
なります。

連続使用15日目より、
使用料が[※]50%割引に
なります。

申 込 方 法

本申込み

施設の使用申込は、仙台市市民活動サポートセンターの窓口にて受け付けます。申込書に必要事項を明記の上、ご提出ください。その際、使用内容についてのヒアリングを行い、使用可否の判断をさせていただきます。

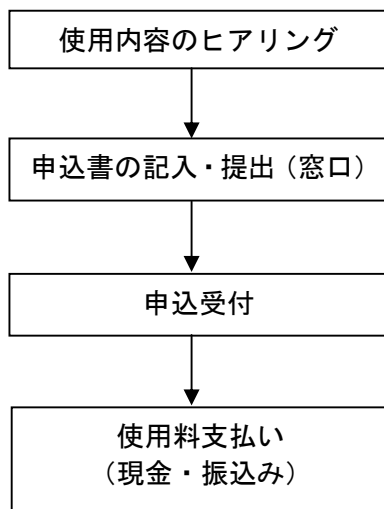
申込受付時に「使用承認書」を発行いたします。使用当日にご提示いただきますので、大切に保管してください。

予約

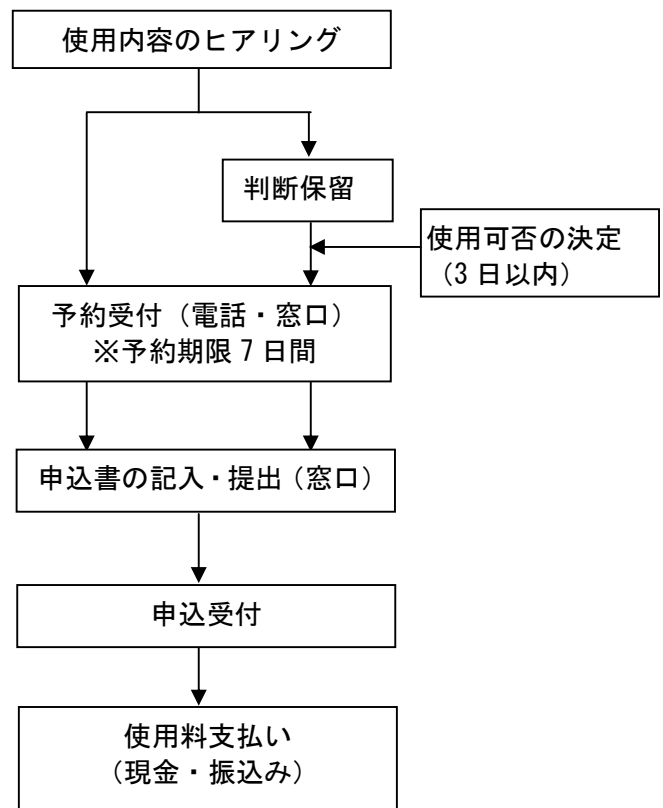
予約の場合、電話・窓口にて受付ます。予約した日を含め7日以内にご来館いただき、「使用申込書」を窓口にご提出してください。

予約日から貸室使用日までの期間が7日以内の場合は、予約の取りやめはできません。

◆申込の流れ



◆予約をした場合の申込の流れ



使用料の支払い

使用料は申込み時に、窓口で現金でお支払ください。または、銀行振込でもお支払いいただけます。銀行振込の場合、お申込日から10日以内に入金してください。その際の振込手数料は使用者負担となります。

利用日の2日前以降のお申込は、現金のみの扱いになります。

※有料貸出備品については、使用日当日のお支払いとなります。

空き状況の確認

市民活動シアターの利用状況は、電話・窓口にて確認することができます。お気軽にお問い合わせください。

使用日などの変更手続き

使用日変更、使用時間の移動等の使用変更は、1回に限り可能です。使用時間の前までに、使用変更の手続きをお取りください。この場合は、「使用承認書」をご持参のうえ、あわせて「使用変更申込書」に記入し提出してください。また、使用料に差額が生じ不足分が発生した場合は、その分の使用料を納めてください。変更後の使用料が、変更前の使用料より減額した場合の差額は返金できません。

使用時間の延長は、当日でも可能です。この場合、使用前に延長分の使用申込みを行い、使用料をお支払いください。

市民活動シアターからセミナーホール・研修室への使用変更はできない場合があります。

- セミナーホール・研修室は市民公益活動団体のみの利用となります。
- セミナーホール・研修室では演奏・合唱・踊り・運動等の使用はできません。

使用の取りやめ方法

シアターの使用を取りやめる場合は、使用承認書と領収書をご持参の上、「使用取りやめ申出書」を提出してください。

お返しできる使用料の額は、以下の表の通りとなり、お手続きをいただいた期日によって変わります。なお、使用料の返還には、上記「使用取りやめ申出書」以外に「使用料返還申込書」「使用料還付請求書」「代表者の認印」が必要となります。使用料の返還は、代表者の銀行口座への振込を通じて行われます。

区分使用の場合、応答日の取りやめであっても全額返金はできません。

時間使用の場合、応答日の取りやめであっても返金はできません。

		6ヶ月前	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	当日
受付	全日使用	※受付開始6ヶ月前					
	区分使用(午前・午後・夜間)	※受付開始3ヶ月前					
	時間使用(1時間単位)						※受付開始1ヶ月前
取り止め	市民活動シアター 受付開始6ヶ月前	全額	8割相当額 (100円未満は切り捨て)		返金なし		

使用を承認できない場合

次のような場合には、施設の使用承認はできませんのでご了承ください。また、すでに承認している場合でも使用の取り消しをすることがあります。

- ・ 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- ・ 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- ・ 施設設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- ・ 施設の管理上支障があると認めるとき。
- ・ 仙台市市民公益活動の促進に関する条例、条例施行規則、仙台市市民活動サポートセンター管理運・営要領に違反したとき。
- ・ 使用の目的、条件に違反したとき。
- ・ 仙台市市民活動サポートセンターの指示に従わないとき。
- ・ 災害、その他の事故により、仙台市市民活動サポートセンターが使用できなくなったとき。
- ・ 工事、その他の都合により、仙台市市民活動サポートセンターが特に必要と認めるとき。

建物の構造上、他の貸室に影響のある催物については使用できないことがあります。

目的外使用及び使用権限譲渡の禁止

承認を受けた施設や設備を目的以外に使用したり、使用の権利の譲渡、転貸はできません。

使用承認の取り消し

市民活動シアターの設置目的にそぐわない場合は使用承認を取り消し、または使用を停止することがあります。